

## 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等が図られることから、本県の心身障害者扶養共済制度における権利の制限に係る措置の適正化を図るため、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 年金管理者の欠格事由を成年被後見人等から心身の故障により年金の受領および管理を適正に行うことができない者として規則で定める者に改めることとします。(第10条関係)
- (2) この条例は、令和元年12月14日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(年金管理者)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人または被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者であつて復権を得ないもの</u></p> <p>3～7 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(年金管理者)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>心身の故障により年金の受領および管理を適正に行うことができない者として規則で定める者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>3～7 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>